

会津若松市水道部公告第 18 号

会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加者を下記のとおり募集する。

平成 25 年 6 月 20 日

会津若松市水道事業管理者 武 藤 周 一

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託
- (2) 業務内容 ①送配水施設の維持管理及びその関連業務
②給水装置に関する業務
③路面復旧に関する業務
④施設の保守管理及びその関連業務
⑤その他、業務に付随する業務
- (3) 委託期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 45 年 3 月 31 日

2. 公募型プロポーザル方式の概要

- (1) 名称 会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル方式
- (2) 方法 会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定実施要綱、会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託要求水準書及び会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定基準に基づき、応募資格審査を実施し、有資格者からの業務提案書の基礎審査、定量化審査を実施し、事業者の提案内容及び技術能力の審査・評価を行い、最優秀提案者を選定する。

3. 実施要綱等の交付

実施要綱等の交付は、次のとおり行う。

(1) 交付日時

1) 期間

平成 25 年 6 月 20 日 (木) ～ 6 月 24 日 (月)

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

2) 時間

午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

(2) 交付場所

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部総務課総務グループ

4. 実施要綱等に関する説明会

実施要綱等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日時 平成 25 年 6 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時

(2) 場所 会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部庁舎 2 階大会議室

5. 現場見学会の開催

希望者に対し、現場見学会を次のとおり開催する。

現地の見学を希望する者は、「現地見学会」参加申込書を持参、郵送、ファックス又は Eメールにより、平成 25 年 6 月 24 日 (月) 午後 5 時までに提出するものとする。各希望者の見学日時は、別途通知する。

(1) 期間：平成 25 年 6 月 26 日 (水)

(2) 時間：午前 10 時～午後 5 時の時間において、指定する時間

(3) 場所：本市が管理する送配水施設

6. 応募者に関する条件等

応募者は、応募資格確認の日（応募資格審査申請書の提出期限日）において、次の各項及び各号すべてを満たす法人とする。

(1) 会津若松市入札参加資格者名簿に登録され、施設（設備）等管理業務の業種登録がなされており、市内に所在する本社又は本店を登録する業者であること。

(2) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者

2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

3) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条に規定する者をいう。以下同じ。）の統制下にある法人その他の団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。

- (4) 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における送配水施設の維持管理業務の経験年数が5年以上ある者
- (5) 次に掲げる有資格者を配置できること。
 - 1) 水道法第24条の3第3項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ送配水施設の維持管理の実務経験が5年以上ある者
 - 2) 業務要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者
- (6) 次に掲げる有資格者を組織できること。
 - 1) 「水道管路施設管理技士2級」以上の資格を有する者

7. 応募表明書及び応募資格申請書類の提出

応募者は、次により応募表明書及び応募資格審査申請書類を提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

平成25年7月1日(月)～7月10日(水)

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

午前10時～正午、午後1時～午後4時

(2) 提出方法

持参とし、郵送、FAX及びEメール等による提出は認めない。

(3) 提出先

会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2

会津若松市水道部総務課総務グループ

(4) 提出書類

1) 応募表明書

2) 応募資格審査申請書

3) 添付書類

(すべての応募希望者)

① 会社概要書

② 業務経歴書

③ 登記簿謄本(法人登記)

④ 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

⑤ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

⑥ 市税の滞納がないことの証明書

⑦ 受注実績を証明する書類

⑧ 水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類

⑨ 事業活動の拠点を本市内に設置することの誓約書

⑩ プロポーザル応募者からの暴力団等の排除に関する誓約書

(他の者の受注実績をもって応募者の受注実績に代えた者)

①から⑩までのほか、

- ⑪ 当該他の者の送配水施設維持管理等業務等の受注実績を証明する書類
- ⑫ 当該他の者との関係を明らかにする書類

なお、上記の添付書類のみでは応募参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

- (5) 応募表明書を提出した後に応募を行わない場合は、応募辞退届を平成 25 年 7 月 23 日（火）午後 5 時までに、本市へ持参により提出すること。なお、応募を辞退しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

8. 応募資格審査結果の通知

応募資格審査の結果については、平成 25 年 8 月 5 日（月）に応募者に対し、書面にて通知する。

なお、応募参加資格がないと判断された者は、平成 25 年 8 月 6 日（火）から 8 月 9 日（金）までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 25 年 8 月 20 日（火）に当該者に対し送付する。

9. 実施要綱等に関する質問の受付

応募表明書を提出した者から、実施要綱等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

質問書（第 7 号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、使用ソフトは、「Microsoft 社製 office Word 2003 形式」する。

(2) 受付期間及び時間

平成 25 年 6 月 24 日（月）～ 6 月 28 日（金）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) Eメールアドレス suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

10. 実施要綱等に関する質問に対する回答の公表

実施要綱等に関する質問に対する回答を、質問者を匿名化しホームページを通して公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないと同時に、混乱を招くおそれがあると判断した質問については、回答しないことがある。

(1) 公表日時 平成 25 年 7 月 23 日（火）

11. 提案書の提出

応募資格審査の結果、参加資格を認められた応募者は、次により提案書を提出するものとする。

(1) 受付期間及び時間

平成 25 年 9 月 2 日（月）～9 月 6 日（金）

午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

(2) 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

(3) 提出場所

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

会津若松市水道部総務課総務グループ

(4) 提出書類

提案書については、次のとおりとし、正 1 部副 20 部を提出する。また、電子データとして CD-R に保存したもの 1 式を、あわせて提出すること。

1) 提案書

- ① 提案書提出書
- ② 事業計画に関する提案書
- ③ 送配水施設の維持管理及び関連業務に関する提案書
- ④ 給水装置に関する提案書
- ⑤ 路面復旧に関する提案書
- ⑥ 施設の保守管理及びその関連業務に関する提案書
- ⑦ 事業費に関する提案書

(5) 提案書作成要領

提案書は、別添様式集（省略）を使用し、サイズは日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A 3 版」を使用するときには、折り閉じること。各提案書は分冊とし、応募資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を必ず記入すること。

また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述をしてはならない。

12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 応募者から提案書が提出された後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、応募者にプレゼンテーション参加要請書により日時、場所及び時間を通知するものとする。

(2) 応募者は、プレゼンテーションを 30 分以内で実施し、当該応募者にヒアリングを 20 分以内で実施するものとする。

(3) プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。なお、使用する電気機器は応募者で準備するものとする。

(4) 応募者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

- (5) プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している3名までとし、参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。

13. 提案書の審査

- (1) 滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会は審査により、最優秀提案者を選定するものとする
- (2) 応募表明書及び応募資格審査申請書により、応募者の備えるべき応募参加資格要件を満たしていることを確認するものとし、要件を満たさない者は失格とする。
- (3) 提案書に記載された金額が、委託金額の上限を超えないことを確認し、提案書に記載された金額が、委託金額の上限を超えている場合は失格とする。
- (4) 委員会は、提案書に記載された内容が、審査基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認し、基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。
- (5) 委員会は、提案書に記載された内容について、別に公表する「会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定基準」に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点の合計が最も高い提案が2つ以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

14. 優先交渉権者の決定

- (1) 管理者は、委員会からの最優秀提案者の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。
- (2) 最優秀提案が2以上あるときは、当該者のくじ引きにより最優秀提案を選定する。くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に、本市から当事者に連絡する。
- (3) 選定結果は、平成25年10月下旬に応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

15. 特別目的会社への出資

優先交渉権者は、別途実施する滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定において選定された優先交渉権者が設立する特別目的会社（会社法に定める株式会社）に出資しなければならない。

16. 契約の締結

- (1) 管理者は、前項により設立された特別目的会社と提案内容に基づき、契約金額等契約条件について協議のうえ、会津若松市水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規程第10号）に基づき契約を締結する。
- (2) 受注者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99

条第9に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるときは、契約保証金を免除する。

17. その他

詳細は、「会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定実施要綱」によるものとする。

【問い合わせ先】

福島県会津若松市水道部総務課総務グループ

〒965-0064 会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の2

TEL : 0242-22-6073 FAX : 0242-22-6173

Eメール:suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp